



JOC・北海道パートナー協定書



財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）と北海道は、オリンピックムーブメントの推進と国際競技力向上及びスポーツ振興を目的とした諸事業を展開するにあたり以下のとおり合意する。

（国際競技力向上に対する支援）

第1条 北海道は、JOCのオリンピックムーブメントの推進と国際競技力の向上に賛同し、そのパートナーとしてJOCの諸事業を支援し、積極的に協力する。

（スポーツ振興のための各種事業の支援・協力）

第2条 JOCは、北海道が推進するスポーツ振興のための各種事業に賛同し、その諸事業を支援し、積極的に協力する。

（事前協議）

第3条 この協定書に基づきJOCと北海道（以下「両当事者」という。）が実施する諸事業に関する具体的な内容については、事前に十分な協議を行い、合意の上、事業計画を策定し、進めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定書の有効期間は、締結日から平成20年12月31日までとする。ただし、期間満了3ヶ月前までに、いずれかの当事者から更新する意思がない旨の書面による通知のない限り、1年毎に自動更新されるものとする。

（秘密の保持）

第5条 両当事者は、この協定書に基づく諸事業に関して、知り得た情報及び個人のプライバシーに関する情報は、第三者に漏らしてはならない。

(疑義の対応)

第6条 この協定書に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた場合は、双方誠意をもって協議するものとする。

(特例)

第7条 JOCは、北海道からの協議に基づき、別紙1に従ってこの協定の趣旨に賛同し、この協定に参画する意向を有する市町村を、この協定に参画させることができる。

2 JOC及び北海道は、前項に従い、別紙2に登載された市町村を、この協定に参画させるものとする。

3 この協定に参画する市町村の対象施設等に異動がある場合には、その都度、両当事者の協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、両当事者署名の上、それぞれがその一通を保有するものとする。

平成19年12月18日

財団法人日本オリンピック委員会 会長 竹田 恆 和

北 海 道 知 事

高 橋 はるみ